

エリザベス I 世期に於けるピューリタン攻勢の 神話と司教区の教育水準

——イーリー及びリンカーン司教区の場合——

堀 江 洋 文

歴史に神話 (myth) は付き物であるが、イギリスの宗教改革史に於いても様々な神話が作られ、それらがいつの間にか一人歩きしてきた。そこには神話作成の動機が存在し、最早歴史事実の解明ということは忘れられ自己の目的に合致した歴史解釈が行われる場合が多い。丁度、旧約神学に於ける *facta* と *dicta* の緊張関係にも似たようなものであるが、神学と違って歴史学に於いてはこのような緊張は好ましいものではない。⁽¹⁾

例えば、アングロ・カソリックの人達が英国に於ける宗教改革の意義を過少評価し、イギリス教会の本質をカトリックの連続性 (*the Catholic continuity of the church*) の中に見ようとする動きもその一つである。即ち彼等は史実に反して、宗教改革期にイングランドやウェールズの辺境に存在したカトリック教会はローマに忠実な単なる少数派ではなく、1559年及び1661年に法的に設立された教会であると主張する。このような主張は17世紀には、当時はアルミニウス主義者、後にハイ・チャーチと呼ばれるグループに属する人々によってなされ、ピューリタン説教者を沈黙させたカンタベリー大主教ウィリアム・ロード (William Laud) によって代表される。そして19世紀にはオックスフォード運動によって、また今日ではアングロ・カソリックによりこのグループの主張は引き継がれているのである。⁽³⁾

I. 1559年の議会とピューリタン会派の有無

エリザベス I 世の王位継承後間もなく開催され、それ以後の女王による

統治を占う意味でも重要な位置を占めた1559年の議会は、彼の有名な国王至上法 (Act of supremacy) と統一令 (Act of uniformity) を通過させたのであるが、この二法成立の過程となると歴史家の間でこれまでにいくつかの相対立する説が飛び交った。その内の一人で今世紀中頃にロンドン大学で活躍したニール (John Ernest Neale) は、結果的にではあるがこのアングロ・カソリックの立場を擁護することとなる説を提唱する⁽⁴⁾。即ちニールによると、エリザベスは当初ローマ教会からの断絶程度の最も保守的なプロテスタンティズムを求めており、これに対し庶民院 (the House of Commons) の改革派はより徹底した宗教の改革をエリザベスに迫り、その結果女王は妥協して1559年の議会で通過した上記二法令を中心とした所謂 the Elizabethan Settlement が実現したのだと主張する。

確かに、エリザベスがプロテスタントであったことは間違いないにしても、彼女の純粋な改革に対する優柔不断な態度については、当時の人々はもちろん以後の歴史家も様々な憶測を投げかけている。事実エリザベスは、保守派と改革派の両方に期待を持たせるような発言をし行動をとっている。保守派にとっては、ロイヤル・チャペルの旧教を彷彿させるような調度が、エリザベスの保守的立場を何よりも代弁するものであったろうし、改革派の方は、エリザベスが大陸から帰国した亡命者 (Marian exiles) を教会の要職に据え、彼等と共に改革の道を突っ走ることに期待をかけていた。しかしエリザベスが、当初比較的ゆっくりとした改革にしか興味を示さなかった一番の理由は当時の国際情勢にあった。即ち、少なくとも1561年頃までのセシル (William Cecil) を中心としたエリザベス朝政府の関心は、ギーズ勢力の台頭してきたフランス及びその後楯を得たスコットランドに対して国境線を死守することであり、改革派が期待する、チューリッヒやジュネーブのスイス教会を手本にした思い切った改革をして周辺カトリック諸国を刺激することだけは避ける必要があった⁽⁵⁾。

しかし、1559年の議会に関して言えば、最近の研究に於いてニールの結

論には不適切な面が多い事が指摘されている。例えばノーマン・ジョーンズ (Norman Jones) の話題の書の結論は、ニールの全く逆を主張するもので、エリザベス及びセシルを中核とした枢密院は、そもそも自分達が意図したように宗教政策を立案し議会の承認を得ていったとし、そこには改革派 (ニールが示唆するようなピューリタン会派は議会には存在しなかった) に対する妥協などはなかったとする⁽⁶⁾。そして、もし政府案に対する抵抗があったとすればそれらはカトリック側 (特に Marian bishops) からもたらされ、丁度貴族院 (The House of Lords) でメアリー時代から在職している司教達が抵抗を示したように、庶民院でも同じような抵抗があったことは考えられるとしている。しかし、当然ながら庶民院に連なる大多数の議員を宗教だけで分類することは不可能で、唯一つ言えることは彼等の多くがプロテスタンティズムに傾向していたことだけである⁽⁷⁾。議会には、カトリック会派はもちろんのことニールの示唆する大陸帰りのプロテスタント急進会派 (所謂ピューリタン会派) と呼ばれるものも存在せず、故に当然のこととして、エリザベスの政策に効果的に対決できるグループは皆無であった。

貴族院が庶民院に比べて、宗教に関してはより保守的であったことは容易に理解できる。エリザベス女王誕生当初、司教座の多くはカトリックによって占められ、議会の議決では聖職者以外の貴族は9人もが宗教の変更に反対している。これに対し改革の側に立ったのは、ベドフォード伯 (Earl of Bedford) と Lord Keeper のニコラス・ベーコン (Nicholas Bacon) ぐらいであった。普通、政府が貴族院からその政策に対して賛同を得ることはそれ程困難なことではなかったが、カトリック・ミサの廃止という問題はそう簡単ではなかった。実際、統一令は3票の僅差でやっと通過したのであり、それもホワイト (John White) やワトソン (Thomas Watson) といった司教が都合よくロンドン塔につながれていたからで、それがなければ統一令の貴族院通過も危うかったと言って過言ではない⁽⁸⁾。エリザベスはこのようなカトリックの抵抗に対して、議会での国王至上法の迅速な通過

を保障するために、女王のイギリス教会での地位を『最高首長』（‘Supreme Head’）から『最高統治者』（‘Supreme Governor’）という表現に変更するなどした新しい法案を準備するとともに、貴族院での議論で劣勢を余儀無くされてきた改革派を支援するためウェストミンスター寺院で討論会（Westminster disputation）を企画し、後にソールズベリ司教となる改革派のジュエル（John Jewel）達が勝利するよう画策したのである。ニールは、エリザベスが貴族院を支配し、それを背景に庶民院が提案した改革派寄りの和解に対抗しようとしたとするが、ニールは当時の貴族院の理解に於いても大きな誤解を犯しているのである。エリザベスは貴族院を支配するどころか、逆にそこではかなり難儀な調整を強いられていたのである。

このようなニールの二重の誤解の内、本稿のテーマの一つであるピューリタン攻勢に関して言えば、彼の庶民院についての間違った見解の方が直接ここで問題となる。即ち、ニールの指摘に反して、大陸から帰国してきた亡命者を中心とした改革派は、まだこの頃、自分達の主張を実現できるような強力な会派を作っていなかったということである。その意味では、後述する1571年の議会での様相とは多少趣を異にする。もちろん見方によっては、以後のピューリタン運動というものも、明確なセクトを作っての運動かどうかには疑問が残る。エルトン（G. R. Elton）に言わせれば、エリザベス期のピューリタンの動きは「運動」と言うよりは「混乱」と名付けた方が良いもので、明確な一致した目的意識を持った組織ではなかった。⁽⁹⁾このような結論は、当然ピューリタン攻勢なるものが存在したのかどうかという疑問とも関わり、国教会そして延いては各司教区が、ピューリタン側からの批判にどのように答えていったかという結論をも左右する重大な問題である。イーリー及びリンカーン司教区の例をあげて当局側の対応の仕方に光を当てる前に、なぜピューリタン（1559年の段階で、改革派に対してこの言葉を使う事に抵抗を感じる歴史家は少なくない。この言葉には年月の経過にともない様々な意味が付け加えられ、エリザベス期初頭の改革派に言及するた

めには不適切な言葉であることには間違いないが、ここでは便宜上、改革派、即ち reformist と同じ意味で使用する。) がメアリーの死後直ちに議会に於いて一会派を作れず、また議会の外でも一圧力団体として組織されえなかったのかを問うこととする。

II. Marian Exiles の分裂

エリザベスが王位に就いた時、不安定なプロテスタンティズムを指導していけるリーダー達の多くは、人材的に見ても Marian exiles の中から出てくるのが当然であった。エリザベスが最初にカンタベリー大主教に任命したパーカー (Matthew Parker) のように、メアリー時代もイングランドに留まった例外的存在もあったが、エリザベス期初頭に於いて教会の指導的役割を担い、所謂 Elizabethan Settlement を押し進めていけそうなのは、大陸から帰国した émigré 以外には考えられなかった。しかし彼等の殆どが 1559 年の議会開催中 (特に決定的に重要であったイースター前の審議) に帰国できず、改革派として影響力を行使することは全く不可能な状況であった。⁽¹⁰⁾ それ以上に致命的であったのは、同じようにメアリーによる迫害を逃れて大陸に渡った émigré といっても、その改革の進め方に於いては大陸へ渡った直後から大きな分裂が存在し、その影響が帰国直前、そして帰国後までも尾を引いたことである。この分裂の詳細は、1574 年及び 1575 年にハイデルベルグで印刷された *Brieff discours off the troubles begonne at Franckford* で知ることができる。この書はピューリタンに同情的な匿名の著者によって書かれたが、特にジョン・ノックス (John Knox) と後にイーリー司教となるリチャード・コックス (Richard Cox) を中心に展開されたフランクフルト論争が、この書の内容のかなりの部分を占める。既に論争については、ギャレット等が詳しく伝えているが、まだ不明な点もいくつか残されている。⁽¹¹⁾

メアリーの迫害を逃れて英国を離れた émigré 達は、大陸に渡るとチュ

ーリッヒ、ストラスブール、エムデン、アーラウ等に迎えられたが、1554年にはメランヒトンの助力もあり、ホイッティンガム (William Whittingham) に率いられた多くの émigré がフランクフルト市にも定住を許される。⁽¹²⁾ この許可は、英国人会衆が、既にフランクフルトにイギリスのグラストンベリーから迫害を逃れて来ていたフランス人会衆と同じように、フランス信仰告白を受け入れるという条件で与えられ、この条件に従ってホイッティンガムは、1552年の第二次一般祈禱書からはかなりかけ離れた礼拝規定を定めるのである。この礼拝規定と並んで、当時大陸の改革派教会では当然のこととして受け入れられていた教会訓練規定も盛り込まれ、その意味でも、フランクフルトのイギリス人教会は、エドワード6世期の英国国教会の姿から程遠い存在になってしまったと言って過言ではない。

1554年8月になると、フランクフルトのイギリス人会衆は突然他の都市に居留するイギリス人 émigré に書簡を送り、自分達の改革の例に習うように勧告する。この書簡に対する解答は、まずストラスブール在住の亡命者からもたらされた。後にパーカーを引き継いでカンタベリー大主教となるグリンダル (Edmund Grindal) を中心的指導者とするストラスブールの émigré は、故意にか知らずにかどちらかはわからないが、フランクフルトからの書簡を、牧師派遣の依頼状と勘違いする。⁽¹³⁾ 一方、チューリッヒ在住のロバート・ホーン (Robert Horne, 後のウインチェスター司教) やトーマス・レーヴァー (Thomas Lever) 等は、書簡の趣旨は正しく理解するが、1552年の一般祈禱書の線から離れることには難色を示す。このようなチューリッヒからの回答に対するフランクフルト教会の意見は、この一般祈禱書が無益な儀式を認めている事に言及しつつ、それを使用できない理由として、前述のフランクフルト市政府との了解事項をあげる。

この頃、ジュネーブからノックスがフランクフルト入りし、ホイッティンガムをはじめとするピューリタンの勢力を強めることとなる。一方、ストラスブールの会衆は、リチャード・チャンバース (Richard Chambers)

とグリンダルをフランクフルトに派遣し、当地の会衆は市政府に対し英国式礼拝の許容を嘆願するように要求する。ところで、12月中頃には、すべてのイギリスからの émigré をフランクフルトへ導こうとする試みに終止符が打たれ、同時に、どの礼拝規定を採用するかという問題は解決されな
いまま残ることとなる。そうした中で、ノックス、ホイッティンガム、フ
ォックス (John Foxe)、ギルビー (Anthony Gilby) 等がこの礼拝規定を
作成する役目を担い、彼等は結局ジュネーブの礼拝規定を推すこととなる。⁽¹⁴⁾
このようなノックスのグループと、少数派ではあるが亡命者の流入とともに
その存在がより顕著になってきた国教会派との間に、しばらくの間和解
が成立する。しかしそれも束の間、コックスの到着によってこの対立は新
しい局面を迎えるのである。この二人を中心に始まる論争は、1552年の一
般祈禱書に従って亡命地に於いても英国国教会の規定や習慣を維持しよう
とするナショナリズムと、「カトリックのくず」(the dregs of popery) を
まだ多く残す国教会の伝統や礼拝規定の枠に縛られず、ジュネーブやチュ
ーリッヒに見られる真に改革されたキリストの教会を目指そうとするイン
ターナショナリズムの相克でもあった。⁽¹⁵⁾ ノックスが、ヘンリー8世及びエ
ドワード6世治下で進められた宗教改革が不完全であったと断定する根拠
に、教会訓練規定の欠如、一人の聖職者が二つ以上の聖職禄を所有する所
謂 pluralism の存続、フーパー (John Hooper) の抵抗で知られる法服
(vestment) の問題があげられる。

しかし、ノックスの状況判断ミスもあり、コックス派が間もなくフラン
クフルト会衆の多数派となるや、ノックスは説教壇から閉め出される。フ
ランクフルト市とホイッティンガム等との間で取り交わされた協定を反故
にするものだとのピューリタン派の抗議にもかかわらず、フランクフルト
市政府はノックスが市を離れることを命じる。この決定を促したのは、
ノックスの *A Faithful Admonition to the Professors of God's Truth*
in England ⁽¹⁶⁾ であった。この書でノックスは、皇帝をネロに対比したので

あるが、丁度その頃アウグスブルグ滞在中であった皇帝と事を起こすことを嫌ったフランクフルト市政府は、気は進まなかったがノックスに市を立去るように命じたのであった。ノックスはジュネーブに行くことになるが、しばらくして彼がメアリーに向けて書いた *The First Blast of the Trumpet against the Monstrous Regiment of Women* がその後すぐ王位につくエリザベスをも激怒させ、ノックスのその後の教会改革に大きな足枷となったことといい、彼にとっては自分の著作が、人生の重要な段階で運命を決定づけることとなるのである。⁽¹⁷⁾

こうしてフランクフルト在住の会衆の間では、エドワード6世期の祈禱書が一部の変更のみで受け入れられ、ピューリタン派の改革は完全に挫折することとなる。ホイッティンガムはじめ残されたピューリタンも、コックス派と分離しての市内での礼拝が許されず、結局ジュネーブへ向けて旅立つことを余儀無くされる。この時バーゼルに移り住む可能性も存在したのであるが、カルヴァン及びノックスの吸引力は、ピューリタン派にとっては絶大であったのであろう。もし彼等が、当時ヨーロッパの出版の中心であり思想的により穏健なバーゼルに留まったならば、エリザベス期に於ける彼等の印象も少しは好転していたかも知れない。*The First Blast* を出したノックスの評判はともかくとして、少なくともエリザベスの脳裏からは、カルヴァンのジュネーブの「焼き印」だけは拭えたであろう。

1558年11月も半ばになって、メアリーの死という予想もしなかった知らせが大陸の émigré 達に舞い込むが、これはイスラエルのヨシア王に準えられたエドワード6世の死と比べても、多くの émigré にとっては青天の霹靂であった。彼等の喜びはいか程であったろう。聖なるデボラ (Holy Deborah) とも呼ばれたエリザベスの誕生でこれまでの苦悩がすぐにでも報われると考えたのか、émigré の間には帰国後教会改革をどのように進めるのか、その青写真というものは全くなかった。帰国前に émigré の間で、そのために団結して知恵を巡らそうと考える者も少数であった。彼等

はそれぞれの都合に従って三々五々帰国の途についたというのが実情である。このような状況下で帰国した émigré が、一つの圧力団体として活動することなど到底不可能であることは言うまでもない。ニールの仮説に反して、開幕試合とも言うべき1559年の議会に、émigré 達が十分な力を振えなかったことは既に述べた。

しかし、その中で一人の émigré だけは、エリザベスに対して統一戦線とも言うべき、真に改革された教会建設に向けて交渉していく会派を設立しようという構想を持っていた。この人物こそ他ならぬノックスである。ノックスにとってエリザベスとは、真の宗教の確立と偶像崇拜の除去のために神によって選ばれた君主に過ぎず、その王位は、神が女王に授けた特別な計画をはっきりと認め遂行することによってのみ正当化されると、ノックスは考える⁽¹⁸⁾。これをもってノックスを契約神学 (covenant theology) の主唱者の一人と言いきることは難しいが⁽¹⁹⁾、ノックスが、君主に対して圧力をかけることで君主自身が神から与えられている責務に目覚めるよう導くことができると考えていたことに間違いはない。そのための統一戦線設立であった。こうしてノックスは、各地の émigré 会衆に対して、過去の軋轢を互いに忘れ許し合って、共通の目的のために協力し合うことを提案する。これに対しアーラウにいたレーヴァーと彼の仲間、ジュネーブからのノックスの提案を全面的に受け入れると答えてきたのに対し、フランクフルトからの回答は、予想されていたとはいえ、もっと冷やかなものであった。この頃フランクフルトのイギリス人会衆は、後にドラム司教となるピルキントン (James Pilkington) によって指導されていたが、ピルキントンは逆に、真の宗教を保護する上に立つ者によって定められた礼拝規定には従うべきであるとし、ノックス等にも同じようにこの礼拝規定を受け入れることを勧める。プロテスタント教会はこの頃、聖餐以外の教理の中心的事項に於いてはほぼ一致しており、ただ礼拝上の細かな方法や規則の点で一部違いがあった。ピルキントンをはじめとするエリザベス I 世期

のプロテスタント司教だけでなく、大陸のカルヴァン、ヴァミーリ、ブリンガー、ベーズ等にも当てはまるのであるが、16世紀半ばを過ぎる頃になると、教理の一致がある限り、宗教儀式や法服等所謂非本質事項 (adiaphora) に属する事柄に於いては、より純粹なる教会を目指しながらも各国、各市の教会の裁量に任せようという気運が増してきていた。ともかく、émigré の間に楽観的ムードが漂っていたのか、彼等は何の警戒心も持たず、況してや統一戦線の必要など全く解せず喜び勇んで帰国の途についたのである。ノックスの書簡に対する返答が、チューリッヒやストラスブール等大勢の émigré を抱えた市から届かなかったことも、その辺の事情を物語るものであると言ってよい。

III. エリザベスの政策と国教会の諸問題

一般に世間で理解されているようなエラスティアニズム (Erastianism)、即ち教会の国家への従属という観点に立てば、エリザベスのエラスティアニズムは庶民院のそれを上回るものであった。それは、女王が庶民院での宗教に関する討議や議決を禁止し、宗教については庶民院より強い権力を行使したことから、そのような印象を受けるのである。即ち、1559年の国王至上法と統一令の議会通過後、エリザベスは宗教を自身が司教達と相談の上で決めるべきものとし、庶民院の干渉を一切排しようとしたのであった。エリザベスは、この分野に於ける自身の大権 (prerogative) を主張し、(ある意味では上記二法により、この大権を議会は女王に与えたと言って過言でない。) 庶民院が宗教に関する法案提出 (statutory action) を行ったりした場合、即座にその審議を中止させたのであった。

これに関して最もよく知られているのは、1563年に大主教区会議 (convocation) で承認された「39箇条」 (the Thirty-Nine Articles) に議会が法的支持を与えようとして、その都度エリザベスの警告を受け断念しなければならなかった事例である。エリザベスは、39箇条そのものはもちろん支

持していたのであるが、たとえそれを法的に支持する動きとはいえ、議会在⁽²⁰⁾が教会に関する事柄に干渉すること自体に猛烈な反発を示したのである。実際、統一令のより効果的施行を助ける手段として、セシル及び司教の多くがこの法案に賛成の意を表明していたことを考えると、宗教に対するこのエリザベスの特殊な処置は、彼女の極めて個人的な好みに由来していたと考えることもできる。しかし、それ以上にエリザベスをこのような行動に駆り立てたのは、議会在女王に与えた国王至上法の意味するところや権限を、彼女自身が一番良く理解していたからに他ならない。ところで、1566年の議会在提出された法案（議会書記によってAからFまでの記号が付けられた）のうち法案Aが正しく39箇条を法制化しようとする法案であったが、貴族院で第1読会が行われただけで女王によってそれ以上の審議を差し止められる。

この法案の提出者は不明であるが、ニールが考えるようなピューリタン提出法案でないことは確かである。⁽²¹⁾ここで再びニールの仮説に言及する必要がある。1559年議会在でのピューリタンの勢力を過大に評価したニールであったが、この傾向は彼の1566年及び1571年の議会描写に於いても維持される。即ちニールは、ここに再びピューリタンの会派組織の存在を創出しようとするのである。法案Aは、1571年の議会在に於いては‘the bill for conservation of order and uniformity in the Church’と名付けられ、39箇条のすべてではないが殆どの信仰箇条に法による確証を与えようとするものであった。当然のこととして、法案Aは、女王による審議中止の干渉を受けることとなる。しかし一方で、所謂法案Bの方は、最終的に‘An act to reform certain disorders touching ministers of the Church’として成立し法令となる。そしてニールは、この法案成立の過程にピューリタン会派の影響とその勝利を見るのである。⁽²²⁾

法案Bの原案では、聖職禄保有者は39箇条に同意の署名をしそれを公にすべきこと、22才以上であり自分の信ずるところをラテン語で説明ができ

説教をする能力を備えていることなどが規定されている。この原案に多少付け加えられたかたちで法案は成立するのであるが、そもそも国教会内に教育があって然も国教会規定に従う聖職者を養成することに興味を示す者は、誰でもこの法案には賛成であったと考えられる。⁽²³⁾司教達も、もう何年にもわたって、新しく就任する聖職者の教育水準の低さに不満を持っていた。(このような有能な聖職者の不足は、特にエリザベス王位継承直後、カトリック系聖職者の大量離反によってもたらされた。)その点から考えても、法案Bはニールの主張するようなピューリタンの息のかかった法案ではなく、司教や枢密院の多くの支持を得て提出されたものと思われる。エルトンの言葉を借りれば、この法案は a concerted and antiepiscopal puritan programme といったものではなく、庶民院あるいは貴族院に属する良識あるプロテスタントが、メアリー時代から生き延びている隠れたカトリック聖職者及び聖職者としては資格不足の者を、教区から除外することで法による⁽²⁴⁾支配を強めようとした試みである。

もちろんこの頃、ピューリタン側からの重大な動きがあったことは事実である。歴史上有名な「議会への訓戒」(An Admonition to the Parliament) と歩調を合わせるかのように1572年の議会の会期半ば(5月17日)に提出された 'concerning dispensations for rites and ceremonies' は、形式上は法案(bill)ではなく請願書(petition)の形を取っており、その意味では、これまで女王が議会に対してとってきた断固とした態度を考慮に入れた戦術であったが、内容自体は実にラディカルなものであった。カトリックの典礼を行う者に対しては、統一令への帰順を迫る一方で、司教から免許を与えられた聖職者は一般祈禱書に従う義務から免れ、ロンドンの外国人教会の改革された礼拝形式の借用をも特別に許可されるように求めているのである。⁽²⁵⁾ただ、このようなピューリタン活動を示す事例はあるものの、これらが組織的動きであった事を証明するものは一つもなく、況してや、議会との連動や議会の中での会派としての動きは殆どなかったと言

ってよい。ニールが議会の中でのピューリタン会派の改革への動きとしたものは、実は司教をはじめとする国教会側からもたらされたものであった。このような国教会側からの改革の努力を考慮に入れながら、イングランドの教会が持っていた様々な問題に言及することにする。

エリザベス期の国教会が、ピューリタンだけでなく大陸の神学者から常に批判されてきた事柄の一つに pluralism の問題がある。一人の聖職者が二つ以上の聖職禄にあずかる場合で、ピューリタンによって、改革されない教会の代名詞のように批判されてきた。しかし pluralism を弁護する側からすると、その存続には正当な理由があった。彼等に言わせれば(14世紀によく用いられた典型的議論であるが)、一人の高潔で教育を受けた聖職者が二箇所以上の教会の責任を持った方が、資格不足の10人の聖職者が一つの教会を治めるより良いと言う論理である。⁽²⁶⁾ Pluralism の問題はエリザベス I 世期の当初からくすぶっていたのであるが、1580年代に入るとより明確にその欠陥が指摘されることになる。1584年の大主教区会議に於いて教会法規である *Articuli per archiepiscopum, episcopos, et reliquum clerum Cantuariensis provinciae*..... が決定されたが、この中で司教達は pluralism の問題に直接言及して対策を講じる。⁽²⁷⁾ この頃司教達とセシル(バーリー卿)の間には意見の相違が生まれ、バーリーは聖職者不足対策としては pluralism を解消して対応すべきだと主張し、エリザベスもその意見にやや同情的であったとも考えられる。⁽²⁸⁾ 実際、この問題が正式に法案として議会上程されたのは1589年と1601年の議会であったが、これに対し大主教ジョン・ホイットギフト(John Whitgift)は「女王への具申」(‘Whitgift’s submission to the Queen’)等の中でこのような法案に対して正面から反駁する。1589年上程の法案では、現在聖職禄を持っていない者も、将来得るとすれば一つだけの禄に制限し、他方 pluralist は最初の聖職禄は手放すことを要求している。その他、聖職禄保持者は禄の存する教区に居住しなければならないことや、不在の場合、pluralist は有能な説教者を

提供しなければならないこと等を明示している。⁽²⁹⁾ この法案は一応教区牧師の場合を前提としているため、大聖堂やカレッジ付聖職者の事は考慮していない。

これらの法案に対する反論はいくつかの理由からなされたが、その中でも注目に値するのは、エリザベス期を通じて司教側がいつも持ち出す論点であるが、法案自体宗教に関する女王の大権を犯している事を指摘している点である。この点がホィットギフトの中心論点の一つであることは、彼の女王への手紙（1601年11月19日付）でも明らかである。⁽³⁰⁾ 一方、この手紙の中でホィットギフトは、国教会に従いしかも教育レベルの高い聖職者の数の多さを豪語する。非国教徒は、国教会に属する聖職者の質の低下を常に問題にしてきたのであるが、ホィットギフトは以前にも（1584年6月）教育レベルの違いを、わざわざ国教会側及びその規定に従わない者（recusants）⁽³¹⁾ に分けてパーリー卿に提示したことがあった。このような数字をもとにしてホィットギフトは、ピューリタン側の指摘が事実に基づいていないことを明らかにしようとしたのである。しかし、この法案に対して最も効果的な議論は、pluralism が否認された場合、すべての聖職禄を埋めるためには、有能な聖職者の数がかなり不足している事実を指摘したものであった。それに加えて、約8800の聖職禄の内半数以上はその価値が10ポンドを下回るものであり、家族持ちの聖職者にとって年間10ポンドの生活は実に厳しい条件であることにもこの議論は言及している。⁽³²⁾ ホィットギフトをはじめとする法案への反論者が憂えたのは、これによって大学での神学教育が衰退しないかという問題であり、結果的に教区の聖職者のレベル低下につながるというものである。誰が、大して価値のないたった一つの聖職禄を得るために、自分の子に20年間もの神学教育を受けさせるであろうか。そしてこのことは更に、神学教育を主たる目的として設立されたケンブリッジやオックスフォードのカレッジの崩壊にもつながると、法案反対者は警告するのである。⁽³³⁾

有能な聖職者の数が少ないことは、即ち教区が聖職者の必要が満たされないまま放置されているか (pluralist の場合もあったろうが)、無能な者にその教区の牧会の責任を任せざるをえなかった事を意味していた。このように禄のある教区が空きのまま置かれるケースは、ノリッチやウィンチェスターの副司教管区の場合15パーセントもあり、pluralist である聖職者が不在の教区はウィンチェスターで35パーセント、ノリッチでは21パーセントにも上った。そして pluralist の割合にいたっては、その管区の広大さもあるが、小さな教区の多いノリッチ副司教管区では半分以上という数字が出て⁽³⁴⁾いる。その意味で、新しい聖職者をリクルートすることは、特にエリザベスの治世前半には各司教区にとって重大な課題となり続けたのである。しかし、エリザベス統治の最初の数年間に国の宗教政策の方向性が一応決められると、イングランドでも比較的保守的でない地域、即ち東部と南部に於いては、聖職を求める者が急激に増加し始めたという記録がある。どのような人物が、どのような審査を通り聖職者となっていたのか、そして彼等の教育程度はどうだったのか等を、イーリー及びリンカーン司教区の場合を取り上げて考察してみたい。

IV. イーリー及びリンカーン司教区の記録

に見る聖職者採用の状況と教育水準

ケンブリッジから電車で約30分、ほぼ真直ぐに伸びる線路の前方に船のような大聖堂が見えてくる。丘の上にそびえ立つリンカーン大聖堂のような荘厳さはないが、北海から吹く北風に長い間耐えてきた外観は、歴史の流れと共に風格をも感じさせる。オランダ人が来て周辺地域を干拓し農地にしてしまうまでは、この辺りは the Isle of Ely の名が示すごとく Fen と呼ばれた沼地で、イーリー大聖堂は正しく海に浮かぶ船の様相を呈していた。この司教区は、かつて広大な面積を誇ったリンカーン司教区から切り離されるかたちで1109年にヘンリー I 世により設立され、宗教改革以後、

グッドリッチ (Thomas Goodrich) のラディカルな改革を経てメアリーの治世では保守派のサールビー (Thomas Thirlby) が司教となる。そして、メアリーの死後しばらくの司教空席期間 (sede vacante) を経て、フランクフルト論争の一方の主人公であるコックスの登場となる。

これから言及するエリザベス期前半は、イーリーに於いては正にコックスの時代であった。⁽³⁵⁾ 彼は 1581 年に死去するが、それ以後約 20 年間司教座は空席となり、王室の直接統治をうけることとなる。この事は、司教区の霊的ケアをカンタベリー大主教の手に委ねることを意味したほかに、その収入の管理を王室に任せることでもあった。エリザベスが 20 年近くも司教を任命せずイーリー司教区を sede vacante のままにしておいたのも、この割のいい収入の事を考えると容易に理解できる。もともとイーリー司教区の場合、聖職禄が既に俗人の手に渡った教区の割合が半数を越え、全国平均をかなり上回る⁽³⁶⁾ うえ、この司教区には他の司教区に見られない特殊な事情が存在した。即ち、イーリーに於いても個々の聖職禄の中には貧しいものも多く、pluralism が当然蔓延することとなったが、ケンブリッジ大学に近いという事情がそれに拍車をかけることとなった。司教区に教会を持つ者も、結局主なる住居としては大学内のカレッジを選んだのである。このような比較的恵まれた pluralist は、小さな教区教会一つだけの禄では生活もままならない他の多く pluralist とは区別する必要がある。イーリー司教区内にあるケンブリッジであるが、大学は様々な特権を持ち、ケンブリッジ市当局との間のみならずイーリー司教区とも、特に司教区がコックスの死後 sede vacante となり大主教ホィットギフトの直接の管轄となっ⁽³⁷⁾てからは、軋轢の場面がしばしば存在した。

司教区内に大学を持つということは、逆に教区へのリクルートという面から見ると大きなメリットでもあった。特にイーリー大聖堂と深い関わりを持っていたジーザス・カレッジからは多くの聖職への志願者を出した。その意味で、イーリー司教区の志願者の教育水準はかなり高かったと考え

てよい。それでも、次の表1にあるような11項目の質問を志願者にしなければならなかったことを考えると、ヨークを中心としたイングランド北部地区の例ではあるが、約半数の教区牧師が十分な読み書き能力を会得していなかったというの⁽³⁷⁾もうなずける。この質問のリストは、現在ケンブリッジ大学図書館の manuscript room に保管されている Ely Diocesan Records (EDR) の A5 (Subscription and Ordination Books) 中に見られるものであるが、その内容から当時の志願者の水準をある程度推し量ることができる。⁽³⁸⁾

表 1

Interrogatoryes ministeryd to all suche as myndethe to Receyve hollye orders

1. ffyrst what is his name
 2. the second what age he is of
 3. the thyrd wher his abydyng is
 4. the fourthe whether his conversatyon be good and honest
 5. the fyfte whether he cane Rede well or no
 6. the syxte whether he cane wryte
 7. the seventh whether he myndethe to Receyve hollye orders of a good zeale that he barythe towards gods worde
 8. the viii whether he myndethe to procede in the saide vocatyon and hollye orders of ministerys
 9. the ix whether he be legyttymat or no
 10. the x whether he understandythe the latten tunge and cane spek the same
 11. the xi whether he hathe Studyed any thinge in the Scriptures and what he hathe lernyd therin
-

聖職志願者に、読み書きの能力や聖書から何か学んだことがあったかどうかを聞かねばならなかった状況というのは、かなり悲惨である。たとえエリザベスが当初、有能な説教者は必要でなくクランマー (Thomas Cranmer) の「訓戒」(Homily) さえ読めればよいという考えを持っていたとしても、聖職志望者に対しては、もう少し上の水準を望んでもおかしくは

ない。10番目の質問にあるラテン語の知識は、後述するように、おそらくケンブリッジで学んだ者ができた程度であろうが、イーリー司教区ではかなりの志願者にその能力があったように思われる。⁽³⁹⁾しかし、エリザベス期初頭の聖職者不足はイーリー司教区に於いても例外ではなく、コックスは就任後直ちに積極的なリクルートを展開しなければならなかった。聖職者不足の深刻さ故に、1560年7月の審査では14人全員の志願者がパスしたという記録が残っているが、それ以後は状況も少しは落ち着いてきたのか、例えば表2に示した1574年12月から1580年12月の間に行われた審査では、かなりの数の志願者が聖職者にふさわしくないとして送り返されることとなる。⁽⁴⁰⁾この記録には、上記期間中に行われた審査の詳細、即ち、審査の責任者名、日時、場所、志願者一人一人の審査内容が記されているが、以下の表2では、この内各人の審査内容についてはそれらをまとめ、適格、不適格別に、主にどういう理由で合否の判定が下されたのかを明らかにした。

表2 (EDR A/5/1)

(fos. 2r-4v)

Appositions taken and had before the right worshipfull mr John Parker archdeacon of Elye, Thomas Ithell doctor of Lawe, the xviiiith, xixth and xxth dayes of december Anno Domini 1574 of all suche as intended to receyve holye orders of deacon and pryesthoode in Trinitye parishe churche in Elye

適 格

◦ 聖書知識があり、ラテン語を理解する

7名

◦ 聖書知識のみ言及

1名

不適格

◦ 聖書知識、ラテン語能力について言及なし

1名

◦ ラテン語は少し理解するが、聖書理解が不十分(slenderlye exercised in the Scriptures) 1名

(fos. 5v-8v)

Appositions taken and had before the right worshipfull mr John Parker

archedeacon of Elye, Tomas Ithell and John Randall doctors of Lawe, in Jhesus Colledge chappell in Cambrydge, the xiiiith and xvth dayes of Apryll A dm 1575

適 格

- ラテン語能力に優れ、聖書も
読んでいる 5 名
- ラテン語を理解する（聖書知
識には言及なし） 3 名
- 聖書に通じている 5 名

不適格

- 'found unfit'（ラテン語能力
や聖書知識への言及なし） 4 名
- ラテン語能力はあるが、聖書
の理解は不足 2 名
- ラテン語能力、聖書理解とも
になし 1 名

(fos. 10r-11v)

Appositions taken and had before the right worshipfull mr John Parker archedeacon of Elye, Thomas Ithell and John Randall doctors of Lawe in Jhesus Colledge chappell in Cambrydge, the xxviith and xxviiiith dayes of September ao domini 1575

適 格

- ラテン語能力、聖書知識とも
にある 4 名
- 聖書を熱心に学んでいる 2 名
(この内の一人 Thomas Scott
は合否の判定が記録では明ら
かでないが、この次の審査で
審査員の一人として登場して
いることを考えると合格であ
ることに間違いない。彼は司
教のチャプレンという肩書を
既に持っている。)
- ラテン語能力があり、聖書に
は幾分精通している 1 名

不適格

- ラテン語能力はあるが聖書理
解が十分でない 2 名
- ラテン語能力、聖書理解とも
不十分 1 名
- ラテン語能力あり（聖書知識
に言及なし） 1 名

(fos. 12r-13r)

Appositions taken and had before the right worshipfull mr John Parker archedeacon of Elye, and Thomas Scott mr of Arte in the chappell within the mannor of downham the xvth of Apryll 1576

適 格

- ラテン語能力, 聖書知識とも
にある 4 名
- 聖書知識あり (ラテン語には
言及なし) 4 名

不適格

な し

(fos. 13v-14v)

Appositions taken and had before the right worshipfull mr John Parker archdeacon of Elye, and Thomas Scott mr of Arte in the chappell within the mannor of Downham the xxixth of Apryll an 1576

適 格

- ラテン語能力, 聖書知識とも
にある 4 名
- 聖書の学びに熱心である 2 名
- 聖書の学びは不足してい
るが改善の意図あり 1 名

不適格

な し

(fos. 15r-19r)

Appositions had and taken the xiiiith and xvth dayes of November 1577 in Jhesus colledge chappell in Cambrydge before mr doctor Randall and mr Bancrofte

適 格

- ラテン語能力, 聖書知識とも
にある 17 名
- 聖書に精通している (ラテン
語への言及なし) 1 名

不適格

- 聖書の知識不足 1 名
- ラテン語能力あるが聖書を殆
ど学んでいない 2 名

(fos. 19v-21v)

Appositions had and taken the xxviiiith and xxixth dayes of Marche An dm 1578 in Jhesus colledge chappell in Cambrydge before mr archdeacon and doctor Ithell and mr doctor Randall and others

適 格

- ラテン語能力, 聖書知識とも
にある 8 名
- 聖書を学んでいる 2 名

不適格

な し

。新約聖書を読んでいる 1名

(fos. 22r-25r)

Appositions had and taken the xviiiith and xixth dayes of December an dm 1578 in Jhesus Colledge Chappell in Cambridge..... John Parker archedeacon of Elye Thomas Ithell and John Randall doctors of Lawe and Mr Bancrofte and others

適 格

- 。ラテン語能力、聖書知識とも
にある 13名
- 。聖書を真剣に学んだ 4名

不適格

- 。‘found unfit’ (ラテン語及び
聖書への言及なし) 2名

(fos. 25v-32r)

Appositions..... Mr John Parker, Richard Brydgwater and John Randall doctors of Law and Richard Bancrofte mr of Arte in Jhesus Colledge Chappell the xiiiith and xvth dayes of Apryll An dm 1580

適 格

- 。ラテン語能力、聖書知識とも
にある 16名
- 。聖書を学んでいる 10名
(この中には ‘he hathe profited in readinge the Scriptures’ とか ‘the Scriptures he hathe red with some diligence’ と評されている者も多く、この10名の聖書知識習得水準はかなり低いと考えられる。)

不適格

- 。ラテン語能力はあるが、聖書
を学んでいない 1名
- 。‘not thoughte meete’ 6名
- 。ラテン語を解する (聖書知識
への言及なし) 2名

(fos. 32v-37v)

Appositions..... Mr John Parker archedeacon of Elye, Richard Brydgwater doctor of lawe, John Randall doctor of lawe, and Richard Bancrofte mr of arte in the Rownd Church in Cambrydge the xviith and xixth dayes of Decembre An dm 1580

適 格

- 。ラテン語能力があり聖書を真

不適格

- 。ラテン語能力はあるが、聖書

剣に学んでいる	9名	の学びは不足している	1名
・十分に聖書を学んでいる（ラテン語への言及なし）	6名	・聖書に殆ど精通していない	1名
		・不適（ラテン語，聖書知識への言及なし）	5名
		・ラテン語を解する（聖書知識への言及なし）	2名

1571年の教会規範（canon）では、聖職を志す者に対してラテン語の能力と聖書知識の両方を要求することが決められていたが、表2を見ると、イーリー司教区に於いては、この2点が判定の重要な基準になっていたことは明白である。⁽⁴¹⁾特に、ラテン語の能力はあっても聖書の知識が十分でなかったために聖職者としては不適格とされた者や、ラテン語能力への言及なしで聖書知識が有ることで適格とされた者が多く存在したことは、聖書知識がより大きな判断の基準になっていた事を指し示している。審査を通らなかった志願者の数は年によって違い、1576年から1578年にかけて一時中弛みの傾向があったように見えるが、これもおそらくは、志願者数の減少に伴うものと思われる。それと同時に、聖書知識があるかないかの評価基準も少し甘くなったようでもある。

この頃、イーリーを含め各司教区では、聖書知識は不足しているが将来聖職につける見込みのある志願者に対して、聖書研究の場を持つように指導している。⁽⁴²⁾この学びを指導する上で中心的存在となるのは副司教（arch-deacon）であるが、司教区によっては、例えばリンカーン司教区のように、学習のテキストとして聖書の他にブリンガー（Heinrich Bullinger）の *Decades* を使用させるところもあった。このような進展が見られたのは、1574年にエリザベスが、ピューリタンに彼等の主張の場として利用されているとの判断も手伝って、一種の聖書研究集会である prophesyings を禁止したことにより、それに変わる学習の手段を創設しなければならなかった事情による。*Decades* は司教区にとって一つの選択であったが、1586年

に大主教ホィットギフトは、この書を採用して不適格な聖職者の教育水準を高めるよう南部大教区 (Southern Province) の各司教区に命じる。⁽⁴³⁾このように国教会側は、特に 1575 年の大主教区会議以後 10 年間、聖職者の教育水準向上のため様々な努力を始めたのである。

司教区によっては、prophesyings に変わる学習方法を模索する一方で、より穏健なかたちではあるが prophesyings を続けようとする動きもあった。これがエリザベスの命令に対する直接の挑戦であったことは驚くべきであるが、それ程この学習方法は、各司教区の改革を指向する指導者の間に浸透していたと考えてよい。この学習会は、イングランド北部地方で特に熱心に行われたが、南部大教区でもハートフォードシャーやエセックス等で開かれた記録が残っている。北部地方では、特に 80 年代のランカシャーで、チャダートン (William Chaderton) の指導の下で行われたものが有名である。エリザベスがそれを禁止してからは、この学習会がピューリタンの綱領宣言の場とならないように特別の注意が払われた。⁽⁴⁴⁾残念ながらイーリー司教区には、これといった prophesyings 開催の記録が残っていない。隣のハートフォードシャー、ノリッチ、エセックス等では、かなり活発に行われていたこの学習会が、イーリーであまり見られなかったというのは誠に不思議である。⁽⁴⁵⁾全般的にコックスは、例えば隣のノリッチ司教パークハースト (John Parkhurst) と比べても自分の司教区を無難に治めていたと言える。ピューリタンに対して比較的隙を見せなかっただけでなく、もう一方の競争相手であるこの地の俗人の大立者とも、かなりうまく付き合っている。パークハーストとノーフォーク公との気まずい関係と比べると、その差は歴然としている。その意味でもイーリー司教区は、少なくともコックス存命中は、司教の支配の及ばないケンブリッジ大学内でのピューリタンによる騒ぎを別とすれば、良く治められた司教区であったと言⁽⁴⁶⁾って過言ではない。

言うまでもなく、このような国教会体制を確立するために、コックスが

いろいろと腐心してきた事は確かである。Ely Diocesan Records の中には、その努力の跡を示す資料に事欠かない。まず1563年の議会で採択された法令に基づき、イーリー司教も司教区に連なる聖職者に対し国王至上法を宣誓をもって認めることを要求する。続いて、その3年後の1566年4月28日にジーザス・カレッジで開催された教会会議 (synod) に於いて、イーリー司教及び参加した聖職者達は、大主教パーカーの有名な告示 (Advertisements)⁽⁴⁷⁾ に賛同する。この頃イーリー司教区に於いてどのように上からの命令が伝達されていたかを見ると、当時の国教会側の体制作りの様相を垣間見ることができる。まず命令事項 (injunctions) が司教から各教区牧師に伝えられ、教区牧師は自分の教区に於いて説教を手段としてこれら命令事項を具体化しようと試みる。教区牧師が命令事項を説教に盛り込む事を怠ったり、信徒がそれらに従わなかったりした場合は、司教の巡察 (visitation)⁽⁴⁸⁾ の折に懲罰を受けることとなる。このように、比較的国教会の指針に沿った統治が行われたイーリーであったが、当面の問題である教区の聖職者の教育水準を引き上げる点については、特にこれといった具体策は示されなかったように思われる。記録から見る限りでは、水準の低い聖職志望者に対しては、例えばロマ書を暗誦するようといった指導はあったものの、どこでどのような指導を受け、どのような書物を学ぶべきかといったような教示は行われなかった⁽⁴⁹⁾。即ち、具体的なカリキュラムは皆無であったと言ってもよいであろう。

この点でイーリーと対照的なのが、司教トーマス・クーパー (Thomas Cooper) の下で、特に1570年代に改革の道を歩んでいたリンカーン司教区である。このようなリンカーン司教区に於ける努力は、前述した1575年の大主教区会議以降顕著になるのであるが、実はそれ以前にも聖職者の教育水準アップの試みがなされていたことも事実である。もともとこの問題は、エリザベスが女王になって間も無い頃からの懸案であって、1559年の女王の命令事項 (royal injunctions) の中で既に、master of arts より下の教

育しか受けていない聖職者 (parson, vicar, curate, stipendary priest) は、ラテン語、英語両方の新約聖書を備え学びに励むことを定めている。そして教会会議及び巡察の時には、司教が学びの進み具合について調査すること⁽⁵⁰⁾になっていた。この聖書研究がより組織的に運営されるようになって発展してきたのが、チューリッヒにその原型があると言われている prophesyings であり、リンカーン司教区に於いても例外ではなかった。そして、この学習会に出席を怠ったり、逆にその中で突出したりして会全体の利益を損う教区牧師に対しては、厳しい裁断が下されたのである。⁽⁵¹⁾このように、この司教区が特に教区牧師の教育水準アップに熱心であったのも、1561～2年にかけての大主教巡察の折、司教区内のレスター副司教管区に属する129人の牧師のうち説教者の数は15人と極端に少なくその補充も難しかったなど、末端の各教区の霊的状况はかなり悲惨であったことを考えると容易に理解できる。⁽⁵²⁾国教会の立場から司教区の聖職者教育に尽したクーパーであったが、その後ウインチェスター司教に転出後も改革の手は休めず、その活発な活動の故に、有名な *Marprelate tracts* の攻撃目標の一人となるのである。⁽⁵³⁾

V. 結論

ニールに代表される次のような説、即ち *via media* の道を選んだイギリス国教会に対しより進んだ改革を求めるピューリタン達は、エリザベス I 世期の議会に於いて会派を形成し国教会側に改革推進のため圧力をかけ続けて、いくつかの成果を獲得したという見方は、これまでも多くの支持者を得てきた。しかし、ジョーンズやエルトン等によってこのピューリタン攻勢なるものの虚構が暴かれた今、国教会側からの改革への努力という側面に、もう少し目が向けられてもよいのではないかと考える。特に、エリザベス期初頭から懸案となっていた聖職者の教育水準引き上げという問題に関しては、各司教区で様々な苦心が重ねられてきた。英国教会の絶対的

な聖職者不足, pluralism を許容せねばならなかった教区の経済状態等難問が山積する中で, 司教達は, 国教会規定を遵守する少しでも良い人材を各教区に送り込もうと腐心してきた。改革は, 女王が宗教問題に関しては大権 (prerogative) を主張したこともあって困難をきわめたが, メアリー時代に大陸の諸都市へ亡命しエリザベス期当初に帰国した改革派司教達を中心に徐々に進められていった。イーリーに於いては比較的保守的な路線を堅持しつつ進められた改革であったが, それでもその中に地道な改革の姿が見て取れる。一方, prophesyings を教育改革の中心に据えた司教区は, 女王の意向に気を使いながらも, その他の司教区と比べればより思い切った改革の道を歩むこととなる。勿論, 1574 年に prophesyings 自体が女王によって禁止されてからは, 尚且つこの学習会の開催を続けたところもあったが, 同時に prophesyings にかわる教育手段を求め始めた司教区も多かった。このように, 一方の側に教会改革を強く求めるピューリタンを, 他方に保守反動の国教会を置くといった図式は当時の状況から全く掛け離れた結論である。司教達が, 様々な制限の中で実際にはかなりの改革を行おうと試みた事実, 我々はもっと注目する必要がある。

註

- (1) M. Sekine, 'Vom Verstehen der Heilsgeschichte. Das Grundproblem der alttestamentlichen Theologie', *Zeitschrift für die alttestamentliche Wissenschaft* 75 (1963), pp.145-54.
- (2) 今日に於いても, 英国国教会内でのアングロ・カソリックの力は無視できない。このところ国教会内での影響力を拡張してきたエバンジェリカルに対し, アングロ・カソリックも, 女性聖職者問題等でこれ以上国教会がエバンジェリカルに譲歩しないよう牽制している。英国国教会の via media 的性格が, このように多様な諸グループを抱えることを可能にしてきたのであろうが, この事が同時に組織としての機能を麻痺させてきたことも事実である。
- (3) Diarmaid MacCulloch, 'The Myth of the English Reformation', *Journal of British Studies*, 30, no.1 (Jan.1991), p.1.
- (4) J.E. Neale, *Elizabeth I and her Parliaments* (London, 1953), vol. 1 159 (148)

参照。この書は同じ著者による 'The Elizabethan Acts of Supremacy and Uniformity', *English Historical Review*, 65 (1950), 304-32 の仮説を引き継ぎ発展させている。

- (5) このようなエリザベス期の政府の政策を理解する上で最も重要な資料は, 'a device for the alteration of religion' である。オリジナルは British Library MS. Cotton, Julius F. vi fo. 167 にあり, Joseph Stevenson, ed., *Calendar of State Papers, Foreign Series, of the Reign of Elizabeth, 1558-62* (Nendeln, 1966), p. 19 に一部が, John Strype, *Annals of the Reformation and Establishment of Religion* (Oxford, 1824) I, pt. ii, 392-8 に全体が印刷されている。この文書は, 署名はないが政府の高官により書かれた事は明らかである。次の一節に当時の政府の基本姿勢が表われている。'Firste for F.[France] to practise a peace or if it be offered not to refuse it. If controuercie of religione be ther amoungst them to healp to kindle. Roome is lesse to be dowbted from whom nothing is to be fered but euil will, cursing and practising.' BL MS. Cott. Julius F. vi fo. 167v. この頃の政府のとした政策については拙稿 'The Lutheran Influence on the Elizabethan Settlement, 1558-1563', *The Historical Journal*, 43, 3 (Sept. 1991), 519-37 を参照せよ。ニールは, 'a devise' が完全なプロテスタント政策を提唱していると考えるが, その果した意義をそれ程高く評価していない。この点で彼は後述するジョーンズ (Norman L. Jones) と大きな隔たりを見せる。

- (6) Norman Jones, *Faith by Statute* (London, 1982). その他同じ立場に立つ論文に, N.M. Sutherland, 'The Marian Exiles and the Establishment of the Elizabethan Regime', *Archiv für Reformationsgeschichte*, 78 (1987), 253-86 がある。エルトンがニールの説を, 'the product of a historian's oversubtle imagination' と手厳しく批判する。G.R. Elton, *The Parliament of England 1559-1581* (Cambridge, 1986), p. 200.

- (7) Jones, p. 70.

- (8) *Ibid.*, pp. 72-4. 統一令に比べると国王至上法の議会通過は比較的容易であり, 貴族院の聖職者以外の者は殆どそれに同意の票を投じた。実際統一令は, 総ての礼拝が1552年の祈祷書に基づくべき事を規定しながらも, カトリック側の不満を少しは和らげる意図から, 教会の聖具及び聖職者の服装は, 女王が変更の必要を認めるまでは1549年の状態に戻す事を命じている。しかし, このような政府の「配慮」も (この法案は政府法案である) カトリック

側にとってはプロテスタンティズムの現実を変えるものではなかった。T. E. Tomlins et al., eds., *The Statutes of the Realm* (London, 1810-28), IV, 355-8. D.M. Dean and N.L. Jones, eds., *The Parliaments of Elizabethan England* (Oxford, 1990), p.119 も参照せよ。

- (9) Elton, *The Parliament of England*, p.199. 議会に於けるピューリタンの動向よりは、各教区での動きに注目した研究としては、Patrick Collinson, *The Elizabethan Puritan Movement* (Oxford, 1967) がある。コリンソンの描くピューリタニズムも、セクトとしての集団ではなく、より純粋な教会を求める信仰者の集まりである。エルトンが指摘するように、この書の価値は、ピューリタニズムと革命を明確に区別している点にある。1968年版 *The Historical Journal* 中のエルトンの書評 (pp. 586-8) を参照せよ。
- (10) そればかりか、司教候補と目されていた Sampson (Thomas Sampson) 等は、英国教会の改革が不十分だとして、司教に任命された時それを受け入れるかどうかで悩みはじめ、マター (Peter Martyr) にその疑問を手紙で打ち明ける。例えば、Hastings Robinson, ed., *Zurich Letters* (Cambridge, 1842-5), I, 1-2 を見よ。
- (11) Christina H. Garrett, *The Marian Exiles: A Study in the Origins of Elizabethan Puritanism* (Cambridge, 1938, reprinted 1966), M. M. Knappen, *Tudor Puritanism* (Chicago, 1939), 118ff. が今では古典となった二書である。これらの書では、*Brief discourses* の著者としてホイッティンガムの他にホワイトヘッド (David Whitehead) やコール (Thomas Cole) 等の名があげられてきた。それに対しコリンソンは、*Brief discourses* の著者を、1570年代初めにピューリタンから出された *Admonition to the Parliament* を編纂したグループに関係する者としている。Collinson, 'The Authorship of a *Brief discourses* off the troubles begonne at Franckford', *Journal of Ecclesiastical History*, IX (1958), 188-208.
- (12) フランクフルト論争については、Knappen, *Tudor Puritanism* と *A Brief discourses* (facsimile reproduction 1574 edn., Amsterdam, 1972) を参照した。
- (13) グリンダルに関する研究書としては、Collinson, *Archbishop Grindal* (London, 1979) が最も優れている。コリンソンは前掲書 *The Elizabethan Puritan Movement* に於いてもそうであったが、グリンダルに対して最も同情を持って描写している。

- (14) フォックスの *Acts and Monuments* は、英国のプロテスタンティズムにとって金字塔の一つであるが、その編集にはグリンダルの寄与も大きい。メアリーによるプロテスタント迫害の資料をスイスのバーゼルで集め始めたフォックスであったが、その仕事は容易なことではなかった。そんな時、ストラスブールで同じく資料集めに携わり、それらを英語で出版しようとしていたグリンダル等からフォックスは資料の提供を受ける。これまで *Acts and Monuments* の歴史上の位置付けについては、様々な説が飛び交ってきた。特にこの書がピューリタンの歴史観に与えた影響については、ハラーがフォックスを17世紀の黙示録的ナショナリズム (apocalyptic nationalism) の先駆者的存在に仕立て上げた事から、その後の論争に火がついた形である。イングランドは神に選ばれた国であり、エリザベスはそのイングランドを新しいイスラエルとすべく選ばれたしもべであるという考え方は1550年代に急速に広がったが、そのような考え方の起因となったのがフォックスの *Acts and Monuments* である、と言うのがハラーの説である。William Haller, *Foxe's Book of Martyrs and the Elect Nation* (London, 1963). 同じような考えは、スポールディング (James C. Spalding) の 'Restitution as a Normative Factor for Puritan Dissent', *Journal of the American Academy of Religion*, 44, no.1 (March, 1976), 50-3 の中でも主張されている。この説は後にオルセン (Norskov Olsen) 等によって否定され、彼によって、ハラーの説はフォックスの執筆目的を均衡のとれた形で反映しておらず、実際選ばれた国家 (elect nationhood) なる概念は当時のプロテスタントの間に存在しなかったと結論づけられることとなる。Olsen, *John Foxe and the Elizabethan Church* (Los Angeles, 1973). オルセンによると、フォックスの修史家としての影響の大きさが、彼の他の著作の重要性を見劣りさせてしまったのである。Ibid., p.49. フォックスは、まず神学者、説教者であり、目的達成の手段として彼は修史家となったのであり、彼の中心論点はいくまで教会論であった。ドビンズ (Austin C. Dobbins) の言うように、フォックスの見解にはかなり強いナショナリスティックな訴えがあることは確かである。しかし思うに、フォックスの最大の関心事は、国家についてではなくキリストの教会に益することであり、彼の黙示的解釈も、国家よりは教会に焦点が合わされていた。Dobbins, 'Foxe, Wicliff, and the Church of England', *Review and Expositor* 52 (Jan. 1955), 63-83. この頃 Marian exiles の間で形成されつつあったナショナル・アイデンティティーについては、David Loades, *Politics, Censorship and the English Refor-*

mation (London, 1991), pp. 48-55 を参照せよ。一方ギルビーは、後にフィールド (John Field) やウィルコックス (Thomas Wilcox) とともに、*An Admonition to Parliament* の編集に携わったと伝えられるが、この頃の彼は、ノックスの一団の重要な構成員ではあったものの、その中心思想は、上に立つ者に対する active obedience にあった。例えば、ギルビーの *An Admonition to England and Scotland, to call them to Repentance* を見よ。David Laing, ed., *The Work of John Knox* (New York, 1966), IV, 541-71 に掲載。この点でギルビーは、ノックスやグッドマン (Christopher Goodman) の比較的革命的な論調とは一線を画している。Dan G. Danner, 'Anthony Gilby: Puritan in Exile—A Biographical Approach', *Church History*, 40 (1971), 422. 但し、ギルビーの申命記的歴史解釈は、もう一步進めれば、非常にラディカルな結論へ導かれる可能性を秘めていた。旧約聖書に於いて申命記作者 (Deuteronomist) は、神との契約 (covenant) にイスラエルが忠実であったかどうかに基づいて出来事を解釈した。ギルビーは、同じような方法を用いて彼の生きた時代の歴史を描写した一人であったが、その意味では、16世紀に於ける English Deuteronomist の役割を演じたといって過言ではない。Danner, p. 417 note. 申命記的描写の特質については、Moshe Weinfeld, *Deuteronomy and the Deuteronomistic School* (Oxford, 1972), p. 1. を参照。

- (15) 16世紀中葉は、各種インターナショナリズムが交差する時代でもあった。ジュネーブ教会のヨーロッパ各地への影響については、Menna Prestwich, ed., *International Calvinism 1541-1715* (Oxford, 1985) に詳しい。その他、ヴュルテンブルク公を中心としたルター派の海外伸張の動きや、トリエント宗教会議に象徴され反宗教改革として知られるカトリックのインターナショナリズムが存在した。チューリッヒは、市政府が教会に課す制約もあり、積極的にこのようなインターナショナリズムの動きに加わることはなかったが、Marian exiles をはじめとする各国の亡命者を受け入れた事で、真に改革されたチューリッヒ教会に感銘を受けたこのような亡命者が、その影響の下、インターナショナリズムに傾倒することはあった。例えば、ジョン・フーパー (John Hooper) に代表される Anglo-Zuricher の動きがそれである。
- (16) Knox, *The Works*, III, 251-330.
- (17) *Ibid.*, VI, 349-420.
- (18) *Ibid.*, VI, 19. この手紙は、ノックスがエリザベスの主席秘書官ともいうべきセシルに宛てて書いたものである。

- (19) ノックスの契約神学受容を唱える学者は多いが、特にグリーヴスは、契約思想こそノックスの心の中で中心的位置を占めていたと主張する。Richard L. Greaves, 'John Knox, the Reformed Tradition, and the Development of Resistance Theory', *Journal of Modern History*, 48 (Sept. 1976) supplement 及び 'John Knox and the Covenant Tradition', *Journal of Ecclesiastical History*, 24, no.1 を参照せよ。
- (20) Elton, *The Parliament of England*, pp.205-7. 39箇条については、William P. Haugaard, *Elizabeth and the English Reformation*, pp. 247-72 を参照。
- (21) Elton, *The Parliament of England*, p.206. コリンソンは、エルトンやジョーンズ程には、1559年議会に関するニールの仮説に異論を唱えない。P. Collinson, *The Religion of Protestants* (Oxford, 1982), p. 9.
- (22) Neale, *Elizabeth I and her Parliaments*, I, 204-7. この法令は T.E. Tomlins et al., eds., *The Statutes of the Realm*, IV, pt. i, 546-7 にある。(13 Eliz. I C. 12).
- (23) Elton, *The Parliament of England*, pp.211-2.
- (24) *Ibid.*, p.214.
- (25) *Ibid.*, pp.214-5. 但しエルトンはここで、*Second Admonition* を *Admonition* と誤解している。前者は、6月の議会会期終了後数ヶ月たって初めて出版されたものである。もちろん *Admonition* が出された時期についてはこれまで様々な説が主張されてきたが、議会開催中であった事は現在では一般に受け入れられている。A.F. Scott Pearson, *Thomas Cartwright and Elizabethan Puritanism 1535-1603* (Cambridge, 1925), pp.58-9. このような混乱を見てエリザベスは、司教及び行政担当者達が、ピューリタンの動きに効果的に対応しなかったとして、彼等を叱責する。以後統一令の施行は厳しく強要され、同時にカトリックの Inquisition にも匹敵すると非難された巡回裁判制度 (the Assizes) も強化される。
- (26) R.M. Haines, 'Some Arguments in favour of Plurality in the Elizabethan Church', in G.J. Cuming, ed., *Studies in Church History* (Leiden, 1969), V.167-8.
- (27) Edward Cardwell, ed., *Synodalia: A Collection of Articles of Religion, Canons, and Proceedings of Convocation in the Province of Canterbury* (Oxford, 1842), I, 139-45.
- (28) この頃のバーリーの意見は、彼の自筆の覚え書きに明確に表われている。

Public Record Office, State Papers 12, 184, fos. 135r-136v.

- (29) この法案は, Haines, p. 175 に印刷されている。
- (30) この手紙は現在, ランベス・パレス図書館に所蔵されている。LPL Laud MS. 2004, fo. 12r. Haines, p. 184.
- (31) 下記の数字は, イングランド及びウェールズの殆どの司教区から寄せられたものの総計である。括弧内は, イーリー司教区の数を示す。John Strype, *The Life and Acts of John Whitgift* (Oxford, 1832), III, 99-103 を参照せよ。

国教会側

Doctors	45 (4)
Bachelers of Divinitie	82 (17)
Masters of Arte	339 (21)
Bachelers of Arte	134 (1)
No Graduates	186 (2)

Total	786 (45)
-------	----------

国教会に従わない者

Doctors	2 (1)
Bachelers of Divinitie	2 (1)
Masters of Arte	22 (6)
Bachelers of Arte	13 (1)
No Graduates	10

Total	49 (9)
-------	---------

- (32) Haines, pp. 177-8.
- (33) *Ibid.*, pp. 179-80, 183.
- (34) Ralph Houlbrooke, *Church Courts and the People during the English Reformation 1520-1570* (Oxford, 1979), p. 188.
- (35) David M. Smith, *Guide to Bishops' Registers of England and Wales* (London, 1981), p. 71. グッドリッチの改革の急進性は, 現在イーリー大聖堂に, 偶像破壊のかたちで多くの傷跡を残している。
- (36) Christopher Hill, *Economic Problems of the Church from Archbishop Whitgift to the Long Parliament* (Oxford, 1956: repr. 1968), p. 144. 全国平均では, 全体の約 40% の聖職禄が俗人の手に渡っていたと言える。このような状況を是正しようとする試みは何度かなされたが, 例えば,

エドワード6世期に始められた教会法改革, 所謂 *Reformatio Legum Ecclesiasticarum* が結局法令としては成立しなかったように, 現状を変更しようとする試みには, 常に枢密顧問官を含めた俗人からの反対が強かった。プロテスタント国家にふさわしい教会法を作成しようとするこの試みについては, James Spalding, 'The Reformatio Legum Ecclesiasticarum of 1552 and the Furthering of Discipline in England', *Church History* 39 (1970), 162-71 を参照されたい。この懸案処理のため32人の専門家を任命すべきとの法案が提出されたが, 庶民院は通過したものの貴族院に於いては第1読会 (first reading) から先には進まなかった。その後1571年の議会では, ピューリタンのストリックランド (William Strickland) が, この *Reformatio* に言及し, pluralism や資格のない者が聖職禄にありついている状況を改革するよう訴える。ピューリタン議員の介入で, *Reformatio* を法令化しようとする試みは流れることとなる。ニールは, ストリックランドの提案がピューリタンによる改革プログラムであるとし, ここでも彼の背後にピューリタン会派が存在していたと推測する。この問題の経緯については, エルトンの簡潔な説明を参照せよ。Elton, *The Parliament of England*, pp.207-9.

- (37) J. S. Purvis, 'The Literacy of the Later Tudor Clergy in Yorkshire', in G. J. Cuming, ed., *Studies in Church History*, V, 148-9. パーヴィスによると, 司教達の努力で, 1560年以降聖職者の質も少しずつ向上し始める。

- (38) EDR A/5/1 74r. 'List of 11 questions administered to candidate for ordination'. folio 86r の付属の文書にも, 省略された形ではあるが, 全く同じ内容の11の質問が記載されている。A/5/1 は, 'Liber ordinatorum in sacris ordinibus tempore domini Rich. Eliensis Episcopi' と呼ばれ, 一番最初の ordination register である。Ely Diocesan Records は, もともとロンドンの Ely House, ケンブリッジの Great St. Mary's Church, そしてイーリーの3ヶ所に16世紀以降分割されて保存されてきたのが, 1962年以後は, 最終的にケンブリッジ大学図書館に移管されたものである。Dorothy M. Owen, 'Ely Diocesan Records' in C. W. Dugmore, Charles Duggan, eds., *Studies in Church History*, I, 176. その他, Ely Records の概要については, 同じくオーエンの *Ely Records: A Handlist of the Records of the Bishop and Archdeacon of Ely* (Cambridge, 1971) が最良である。

- (39) 聖職志望者ではなく教区牧師に関する資料ではあるが, 1575年にヨーク大

主教グリーンダルの命により行われた調査では、教区牧師のラテン語能力も比較的高いという結果が出ている。Purvis, p. 156.

(40) EDR A/5/1, fos. 2r-37v.

(41) Cardwell, ed., *Synodalia*, I, 112-3.

(42) EDR A/5/1, fo. 30.

(43) ホイットギフトがなぜこの命令を出すにいたったのか、その過程を議会及び大主教会議の記録をもとに構築した論文としては、近く出る拙稿 'The Origin and the Historical Context of Archbishop Whitgift's "Orders" of 1586', *Archiv für Reformationsgeschichte*, 83 を参照されたい。1587 年になって、イーリー司教区もホイットギフトの命令を受け取っている。EDR G/1/8 Vacancy Register 317v-318r. その他、おそらく Ely Records の写しと思われるものが、同じくケンブリッジ大学図書館の Baker manuscripts の中に見られる。しかし筆者の知る範囲では、EDR の中に、このホイットギフトの命に対して司教区がどのように対応したかに言及した記録は無いようである。1586 年と言えばイーリー司教座は空席で、ホイットギフトが直接霊的統治を行っていたのであるが、その事を考えると、この司教区に、大主教自身が出した命令の施行状況についての記録が、もう少し残っていても良いはずである。

(44) Knappen, *Tudor Puritanism*, pp. 262-282 及び Felicity Heal and Rosemary O'Day, eds., *Church and Society in England: Henry VIII to James I* (London, 1977), pp. 89-90 を参照されたい。エセックス、ノリッチ、コヴェントリーに於いては、prophesyings がエリザベスの治世初頭から行われていたという記録がある。Patrick Collinson, 'Episcopacy and Reform in England in the Later Sixteenth Century' in G. J. Cuming, ed., *Studies in Church History*, III, 113. コリンソンが指摘するように、prophesyings はその傾向として長老派的と言うわけでもなく、また監督制の教会と相容れないということでもなかった。Ibid., p. 115.

(45) 例えば、ランベス・パレス図書館に現在保管されているマニュスクリプトの中に、1576年に当時エセックス副司教であったウォーカー(John Walker)が、ロンドン司教サンズ(Edwin Sandys)に宛てた手紙がある。カンタベリー大主教が、ロンドン司教区内での prophesyings の現状を調査するよう命じたのに応じて、サンズは司教区の下部組織である各副司教区にその調査を依頼するが、この手紙はその依頼に対するエセックス副司教区からの解答である。サンズの出した質問に対するウォーカーの解答を見ると、当時ロン

ドン近辺で prophesyings がどのように行われていたのか垣間見ることが出来る。以下にはサンズの6つの質問と、それに対するウォーカーの解答の一部（質問1から4までと6に対する答）を記する。

1. Fyrst whether therebe any exercises used among the ministers!

Answer, there hath bene for the space of xii or xiiii yeares in divers places of that archdeaconrye, and now are continued.

2. How often in the yeare the same is used! Answer from easter to michelmas every three wekes or every fourthnight.

3. Who be the moderators! Answer..... noble menes chaplaynes, masters of art and preachers, bachlers of divinitie,.....masters of art and good preachers.

4. Whether any lay men.....have bene suffred to spek in the same.

Answer at brentwod there hath bene one mr Gyfford a scholemaster bene suffred to spek somtymes.....

5. Whethr ye have found increase of learnyng and edifing of the people to have growen therby.

6. Whether ye think continuance of yt in som good ordre may be profitable to the church. Yt semeth good to god and his prophetes..... to have his word and will reveled to his people.

(Lambeth Palace Library MS 2003, fos. 12r-13r. このマニュスクリプトには、prophesyings に関する資料が豊富に保存されている。)

当時 prophesyings を熱心で開催した改革指向の司教達にとって、この集会に俗人が参加し発言を許されているかどうかは、エリザベスのそれに対する猛烈な反発もあって、会のクレディビリティにも関わる大きな問題であった。ここで名が挙げられているギフォードは、George Gifford ではないかと思われる。この人物は、1589年9月にケンブリッジのセント・ジョンズ・カレッジの学寮長の部屋で、ロンドン、ミッドランド、イーストアングリアのピューリタン代表を集めて開かれた会議に、エセックス代表として出席している。そして、この種の会議としては最後になるこの集会への出席者は、後に星室庁で審問を受けることとなる。Patrick Collinson, *The Elizabethan Puritan Movement*, pp.400-2. 1576年頃のギフォードについての情報は無く、彼が俗人であったかどうか定かではないが、1584年には聖職を剥奪されている。*Ibid.*, p.265. ところで、ギフォードが発言を許された集会が行われた町ブレントウッドは、エセックスの prophesyings の中心町であった。

Ibid., p. 171.

- (46) ケンブリッジでのピューリタンによる改革運動や司教区との関係等については、H. C. Porter, *Reformation and Reaction in Tudor Cambridge* (Cambridge, 1958; repr. 1972) に詳しい。
- (47) D. M. Owen, 'Synods in the Diocese of Ely in the latter Middle Ages and the Sixteenth Century', in G. J. Cuming, ed., *Studies in Church History*, III, 221. D. M. Owen, 'The Enforcement of the Reformation in the Diocese of Ely', *Extrait de Miscellanea Historiae Ecclesiasticae* III. Colloque de Cambridge 1968 (Louvain, 1970), p. 169.
- (48) *Ibid.*, pp. 170-1.
- (49) *Ibid.*, p. 174.
- (50) Edward Cardwell, *Documentary Annals of the Reformed Church of England* (Oxford, 1839), I, 218.
- (51) 例えば、Lincoln Episcopal Records にある次のような記述を見よ。1574年のクーパー司教の register にある記録である。
- Acts done at Buckden before the bishop, sitting as a judge, on Monday, 8 Nov., in a certain parlour within the bishop's manor at Buckden, in the presence of me Robert Bond, public notary, registrar.
- Against Master Banester vicar of Grantham. The bishop enjoined him to deale (sic) in his cure and not to speake at all in the Exercise until his moderacion shalbe better knowne.
- Against Master Batty, rector of Barston, Master Rowse, vicar of Saltby, Master Humblet, curate of Allington, and others. The bishop requires them that they frequent the exercise under pain of law. They are dismissed. C. W. Foster, *Lincoln Episcopal Records, in the time of Thomas Cooper, S.T. P., Bishop of Lincoln, A.D. 1571 to A.D. 1584* (Lincoln, 1913), Canterbury and York Society Voll. 11, p. 114.
- (52) *Ibid.*, p. xiii.
- (53) Thomas Cooper, *An Admonition to the People of England* (London, 1589) を参照。

(専修大学社会科学研究所 1991年度個人研究費助成による)